

事 務 連 絡

令 和 2 年 10 月 1 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル」の改訂について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところ、厚く御礼申し上げます。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第5号）が令和2年2月25日に公布され、同年10月1日から（一部は公布の日から）施行されることとなりました。これに伴い、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル」の内容を改訂いたしましたので、別紙のとおり送付いたします。改正の内容については、「優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）」（令和2年2月25日付け環循規発第2002251号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）及び「優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）」（令和2年4月1日付け環循規発第2004016号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に記載されておりますので、そちらもご参照ください。

（別紙） 優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル

【担当】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 堀江、勝木

電話：03-3581-3351（代表）

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp